

第2章 滝川市の概況と上位・関連計画

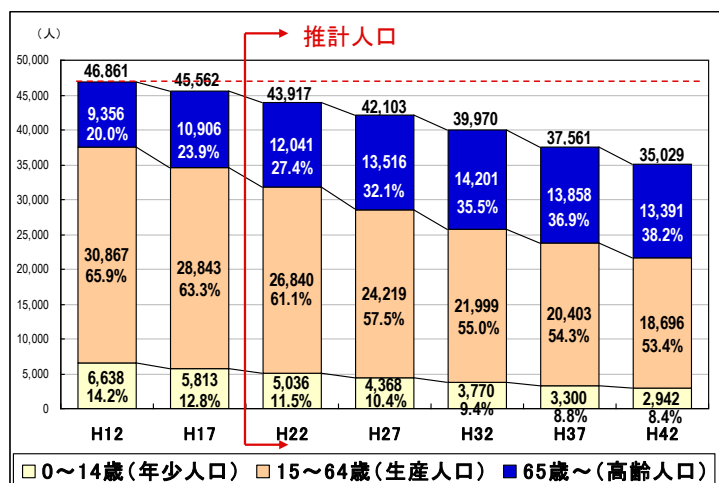
2.1 滝川市の概況

(1) 人口

全国の人口は、平成17年から減少に転じ、今後急速に進むことが予測されています。本市の平成17年の人口は45,562人で、目標年次の平成42年の将来人口は約35,000人と推計されており（国立社会保障・人口問題研究所推計）、全国と同様に今後の人口減少が見込まれます。

人口の年齢別構成については、65歳以上の高齢人口は平成17年に23.9%であるのに対し、25年後の平成42年には38.2%に上昇すると予測されています。

■滝川市の推計人口



資料：国勢調査・日本の市区町村別将来推計人口（H20年12月推計、国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 高齢者

滝川市の高齢者は年々増加傾向にあり、高齢化率は、平成17年では23.9%に達しています。これは北海道（21.5%）や全国（20.1%）に比較して高い値となっています。

■滝川市・北海道・全国の高齢化率の比較

(単位: 人、%)

年齢階層		平成7年		平成12年		平成17年	
滝川市	0～14歳	7,570	15.6	6,638	14.2	5,813	12.8
	15歳～64歳	33,093	68.3	30,867	65.8	28,843	63.3
	65歳～	7,762	16.1	9,356	20.0	10,906	23.9
北海道	0～14歳	898,673	15.8	792,352	14.0	719,057	12.8
	15歳～64歳	3,942,868	69.3	3,832,902	67.8	3,696,064	65.8
	65歳～	844,927	14.8	1,031,552	18.2	1,205,692	21.5
全国	0～14歳	20,013,730	15.9	18,472,499	14.6	17,521,234	13.7
	15歳～64歳	87,164,721	69.4	86,219,631	68.1	84,092,414	65.8
	65歳～	18,260,822	14.5	22,005,152	17.3	25,672,005	20.1

資料：国勢調査

(3) 障がい者

滝川市の身体障がい者数は約 2,500 人で推移しており、平成 21 年度で 2,469 人となっており、総人口 (45,562 人) に対する割合は 5.4% になります。同年度の障がい種類別¹では、肢体 62.2%、内部 20.6%、聴覚・平衡 9.7%、視覚が 6.6% などとなっています。平成 21 年度の精神障がい者数は 182 人、知的障がい者数は 332 人となっており、いずれも年々増加傾向で推移しています。

■身体障害者手帳交付等件数 (平成 21 年度)

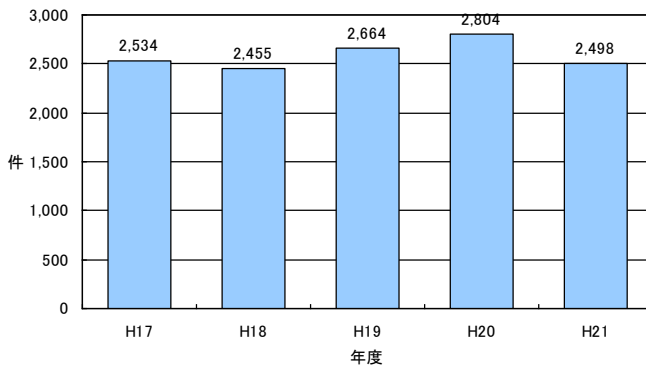
上段: 18歳以上、下段: 18歳未満

(単位: 人)

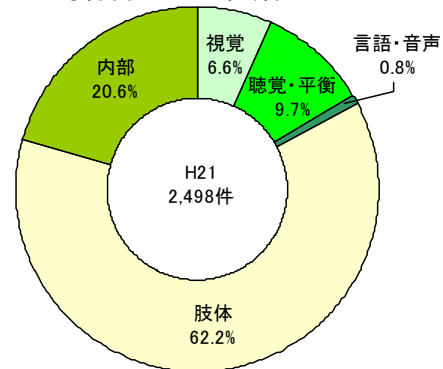
障がい別	等級						計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚	61	38	17	9	21	20	166
	0	0	0	0	0	0	0
聴覚・平衡	1	49	27	88	1	73	239
	0	0	0	1	0	2	3
言語・音声	0	3	6	11	0	0	20
	0	0	0	0	0	0	0
肢体	293	335	245	395	186	83	1,537
	9	4	2	2	0	1	18
内部	312	6	72	117	0	0	507
	7	0	1	0	0	0	8
計	667	431	367	620	208	176	2,469
	16	4	3	3	0	3	29

資料: 滝川市事務概要調べ

■身体障がい者数の推移

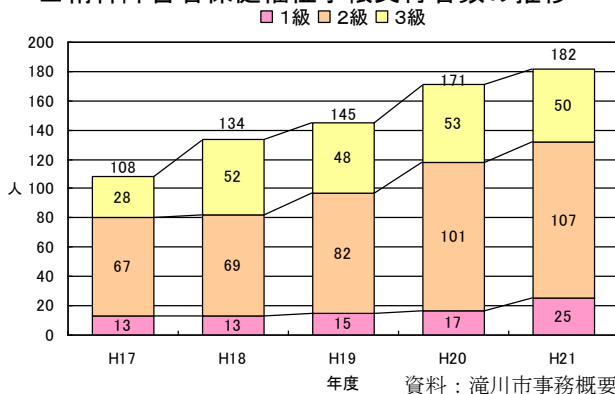


■身体障がいの種類



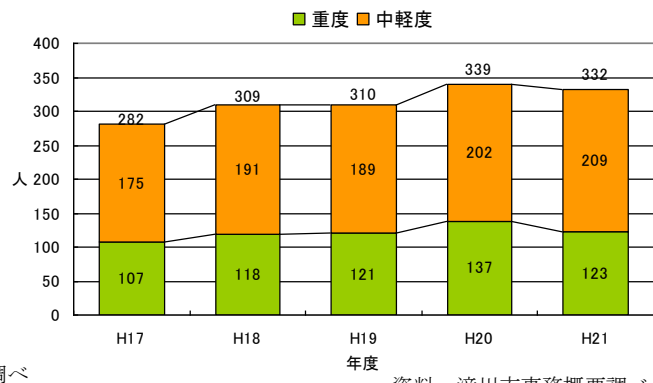
資料: 滝川市事務概要調べ

■精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



資料: 滝川市事務概要調べ

■療育手帳交付者数 (知的障がい者) の推移



資料: 滝川市事務概要調べ

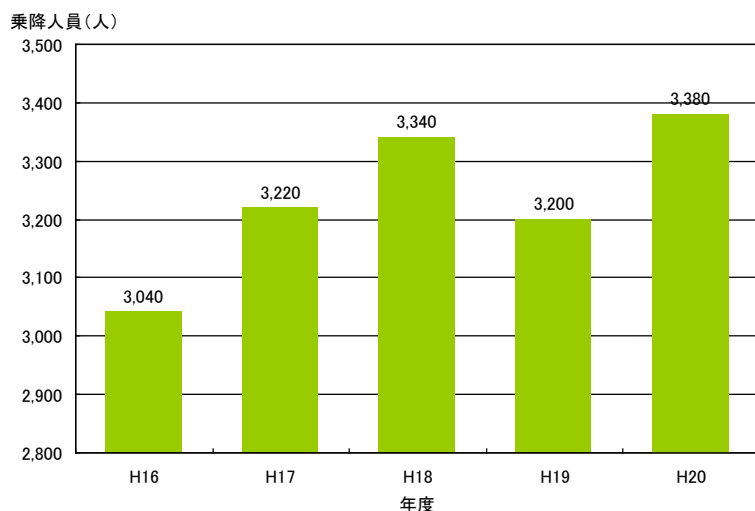
¹ 肢体: 四肢の麻痺や欠損、あるいは体幹の機能障害、内部: 心臓やぼうこう等の肢体以外の体の内部の障害、平衡: 反射系と中枢系の連携障害、体平衡系の異常によって起こる障害

(4) 旅客施設・公共交通機関の概況

① J R 滝川駅

J R 滝川駅の利用状況を一日当たり乗降人員数で見ると、平成 17 年度から平成 20 年度まで、3,300 人前後で推移しています。J R 滝川駅は、北海道の鉄道の重要幹線である函館線の特急停車駅、また、道東方面へ通じる根室線の始発駅であり、中空知地域の拠点的な旅客施設としての位置づけがあります。

■ J R 滝川駅の一日当たり乗降人員

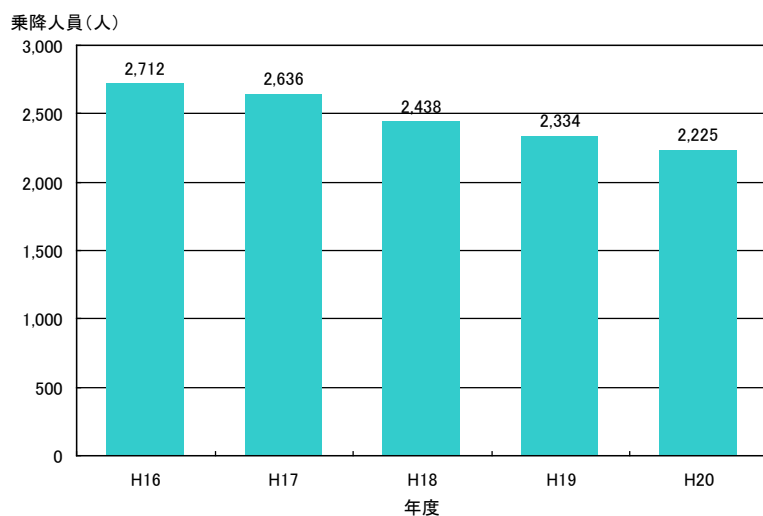


資料：北海道旅客鉄道（株）

② 中央バス滝川ターミナル

中央バス滝川ターミナルの利用状況を一日当たりバス乗降人員で見ると、平成 16 年度からは、経年的に減少しており、平成 20 年度は約 2,200 人です。中央バス滝川ターミナルは、滝川市内のほか、新十津川、歌志内、芦別、砂川、奈井江方面、また、高速バスでは札幌方面に運行しており、中空知圏内の広域的な旅客施設としての位置づけがあります。

■ 市内バスの一日常り乗降人員



資料：北海道中央バス（株）

2.2 上位・関連計画

(5) 滝川市総合計画

滝川市では滝川市総合計画（平成13年4月策定）において『**みんなでつくりみんなで育む健康文化のまち**』をまちづくりのテーマとして本市の将来像を定め、土地利用においては市街地域を『**秩序ある土地利用を図るとともに、高齢者や障がい者に優しく潤いのある環境を有した活力ある市街地形成をめざす**』こととしています。また、まちづくりの目標においても『**すべての人が健康で安心して暮らせるまち**』として高齢者、障がい者も含め市民一人一人が明るく元気に、安心して暮らせるまちづくりを進めていくこととしています。

※同計画については、平成23年度に見直しを行います。都市づくりに関する部門については滝川市都市計画マスタープランの内容を反映することとなっています。

第1章すべての人が健康で安心して暮らせるまち

「共生のまちづくりの推進」

障害のあるなしにかかわらず、社会で生活するすべての人々が一人の人間として生活していくための「共生のまちづくり（ノーマライゼーション）」を一層推進します。そのため、社会福祉協議会や町内会など各種団体等との連携を深め、市民の主体的な取組を育成し、その理念の普及・啓発を一層図ります。

「暮らしやすい都市環境の整備」

障害者や高齢者が行動する上での物理的な障壁を取り除くため、段差の解消や障害者用トイレの整備等のバリアフリー化を公共施設や道路をはじめとして民間施設においても促進し、さらに「ユニバーサルデザイン」に配慮した整備促進を図ります。

また、そうした整備が「特別の整備」から「当たり前の整備」として定着するよう普及・啓発にも努めます。

第4章 すべての人が快適で潤いある環境が享受できるまち

「躍動する都市を支える交通の整備」

「滝川市障害者計画」に基づき、高齢者や障害者にも配慮した歩道空間の整備を推進します。

(6) 滝川市障がい者計画

滝川市障がい者計画（計画期間：2008年度～2012年度）では、計画の基本的方向を、1. 多様な生活を支えるサービスづくり、2. ライフステージや障がい特性に応じたサービスづくり、3. 市民として共に生活する意識づくり、4. 暮らしやすい都市環境づくり、5. 障がい者施策を展開し推進する体制づくりとしています。

この中で、バリアフリーに特に関連の深い、「4. 暮らしやすい都市環境づくり」及び「5. 障がい者施策を展開し推進する体制づくり」では、施策の基本的方向を以下のように定めています。

4. 暮らしやすい都市環境づくり

(1) 都市機能の整備促進

①公共的施設・設備のバリアフリー化

公共施設・設備については、官公庁をはじめ、学校などの社会教育施設やスポーツ施設も含め、今後も車いす用スロープや障がい者用駐車場、オストメイト対応トイレなど、障がい者・高齢者等に配慮した計画的な整備・改善を、補助金等の活用を視野に入れて計画的に推進します。また、新たな施設や、公共性の高い民間施設についても、設置者等へ改善への協力を要請し、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。

②道路及び公園環境の整備

道路については、歩道の段差や点字ブロックの設置など、障がい者の安全な歩行環境を確保できるよう、必要性、危険性の高い箇所から重点的に改修を行ってきており、今後も安全に移動できるような設備の整備、改修に取り組みます。公園についても、段差の解消や、障がい者用トイレの設置、危険箇所の改善を推進します。

(中略)

(3) 交通機能の整備促進

障がい者や高齢者に配慮した福祉車両の拡充を働きかけていくとともに、福祉施設等へ通所する場合の送迎サービスに対する補助を行います。また、重度障がい者に対するタクシー料金の助成制度の継続、公共交通機関や高速道路の割引制度、障がい者の運転免許取得や車両改造の補助などの各種制度の周知、利用促進を引き続き図っていきます。

5. 障がい者施策を展開し推進する体制づくり

(中略)

(3) 啓発・広報の推進

障がいと障がいのある人を正しく理解し、偏見を取り除いていくことが、障がいのある人が地域で暮らしていくために非常に重要です。このため、広報たきかわを中心として、効果的な啓発活動を推進します。また、障がい者週間の告知はじめ、障がい者団体等のイベントや講演会当の広報・啓発活動を行います。

(7) 滝川市都市計画マスタープラン

滝川市都市計画マスタープラン（案）（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度）は、都市づくりのテーマを市民が創る「北のエコ・コンパクトシティたきかわ」として、下記の基本目標を掲げています。

基本目標 1: 高齢者・障がい者・子どもなど、みんなが暮らしやすい都市づくり

コンパクトで利便性の高い都市構造、ゆとりがあり快適に暮らせる居住環境、安心で安全に暮らせる都市、多様なニーズに対応できる都市を目指し、少子高齢社会において、高齢者、障がい者、子どもなど、みんなが暮らしやすい都市づくりを実現します。

基本目標 2: 既存ストックを活かした活力ある都市づくり

既存都市基盤の維持・活用を図りながら、都市機能の集約化を進め、中空知圏の中心都市としての役割を強化し、また、交通利便性を活かしてさらなる都市の活力を創出することにより、既存ストックを活かした活力ある都市づくりを実現します。

基本目標 3: 豊かな環境を守る・活かす都市づくり

重要な地域資源である豊かな自然環境、農村景観を保全し、また、石狩川、空知川の自然環境と密接に結びついた都市づくりをすすめるとともに、環境を活かして健康に暮らせる都市づくり、地球環境にやさしい都市づくりを目指し、豊かな環境を守る・活かす都市づくりを実現します。

【コンパクト化の基本方針】

滝川市における「エコ・コンパクトシティ」の実現のため、中心市街地の拠点機能の強化を図るとともに、これまで拡散的にひろがった市街地において、**3つの市街地を中心として戦略的にコンパクト化を図るとともに、3つの市街地間のネットワーク化により一体的な都市の形成を図る**としています。コンパクト化の基本方針は以下のとおりです。

(1) 中心市街地の拠点機能の強化

都市の拡散による空洞化や活力低下が懸念される中心市街地の再生・活性化を図り、「エコ・コンパクトシティ」の核としての役割を担うため、中心市街地活性化基本計画との連携のもと、都市機能の集約、街なか居住の推進などにより歩いて暮らせるライフスタイルの実現、都市の中心地として市民の活動拠点の再構築を行います。

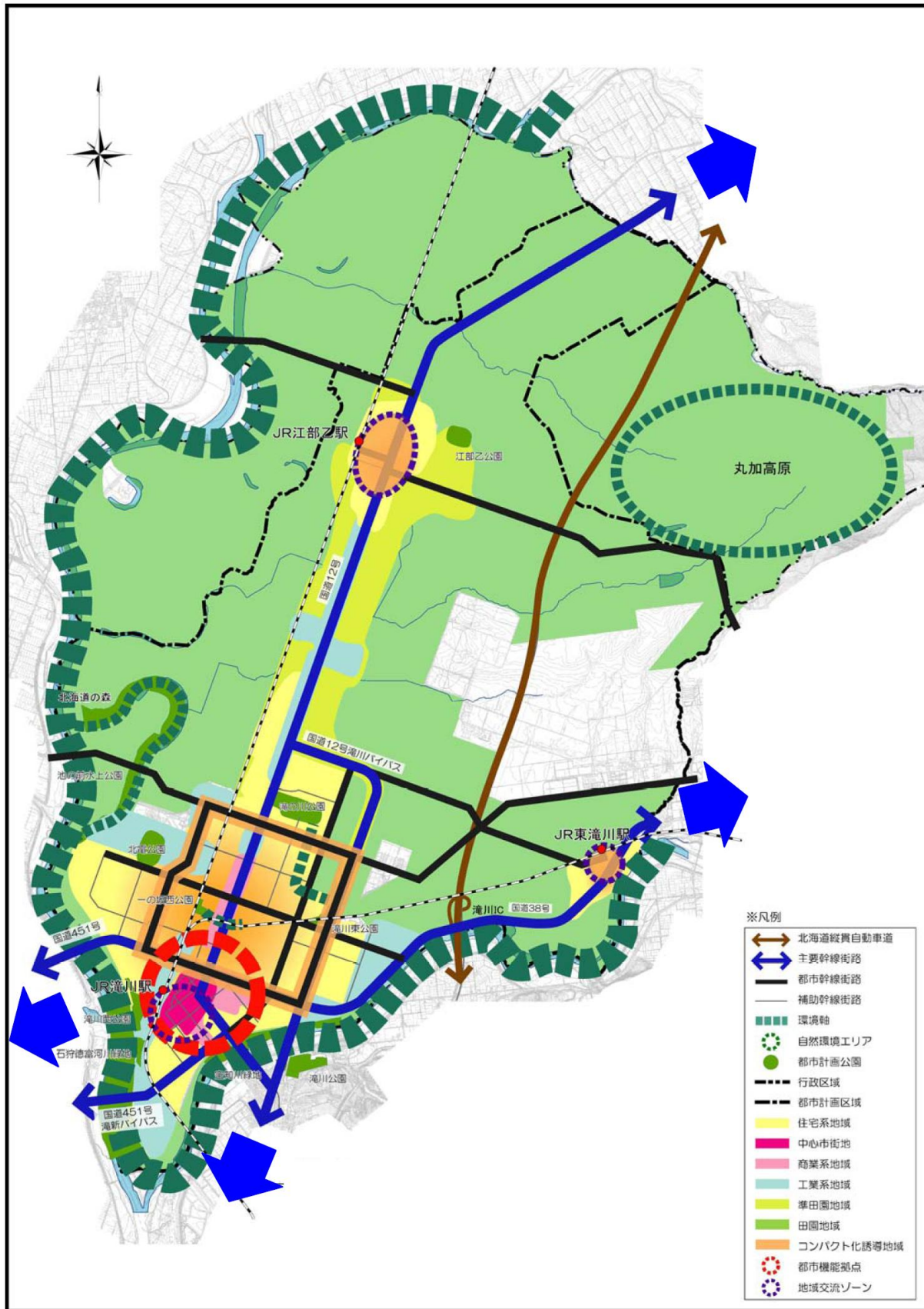
(2) 3つのコンパクトタウンの形成

滝川市に適した「エコ・コンパクトシティ」の実現のため、3つの「コンパクトタウン」を形成します。それぞれのコンパクトタウンは一定程度の自立性を保ちながら、地域の特性を生かしたライフスタイルを市民に提供します。また、空き地・空き家を活用し、コンパクトタウンにおける暮らしやすさと魅力の向上を図ります。

(3) コンパクトタウン間のネットワーク機能の強化

3つのコンパクトタウンは、それぞれの特徴を活かしながら相互に影響し合い、一体となった都市づくりを進めていきます。そのため、3つのコンパクトタウンを結ぶ主要幹線街路を活用し、アクセス性の向上、公共交通機関の利便性の向上などネットワーク機能の強化を図ります。

■ 将来都市構造図



資料：滝川市都市計画マスタープラン（案）

(8) 滝川市都市交通マスタープラン

滝川市都市交通マスタープラン（案）（計画期間：平成 23 年度～平成 42 年度）では、滝川市が今後目指していく交通体系のテーマを「中空知圏の交通拠点としての役割を強化するとともにコンパクトな都市の骨格を形成し、円滑に移動でき、環境にやさしい交通体系」として、3つの基本的な視点（基本方針）を掲げています。

1. 広域、中空知圏、都市内の多様なネットワークを支える交通体系

北海道の交通の要衝としての広域交通ネットワークの形成、中空知圏内の近隣市町村との交通ネットワークの形成、また、都市内の都市機能やコミュニティ拠点を結ぶ交通ネットワークの形成など、都市の活力を支える多様な交通ネットワークの形成を図ります。

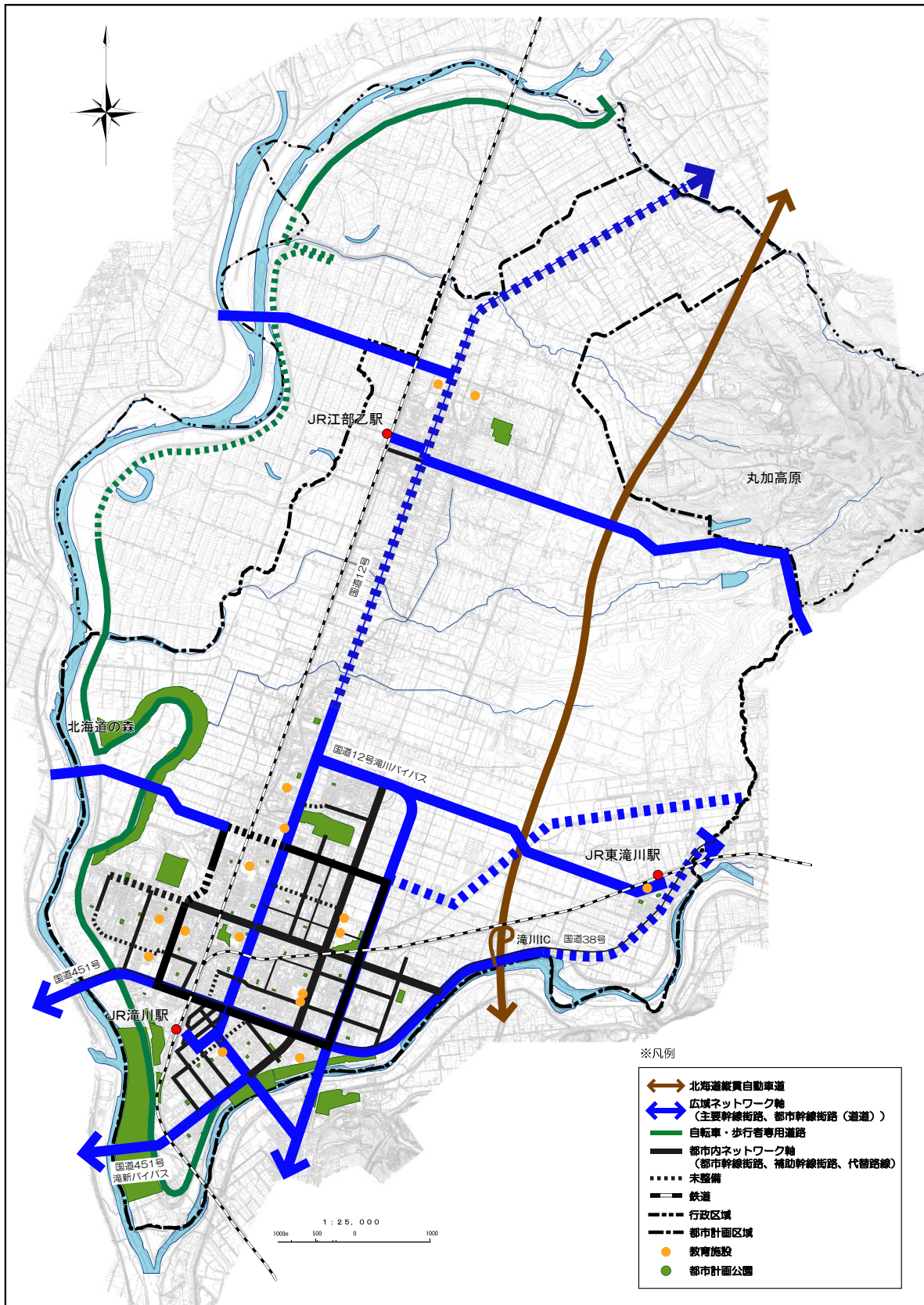
2. 移動の円滑性、安全性、快適性を備えた交通体系

都市内通過交通の排除、車道の4車線化等による移動の円滑化、冬期交通の安全性確保、歩行空間のバリアフリー化等による安全・快適性の確保、豊かな自然環境に調和した都市内道路景観の整備、都市内幹線街路から住居街区へのアクセス機能強化など、市民の快適な暮らしを支える都市内交通環境の向上を図ります。

3. 人と環境にやさしい交通体系

今後は、人と環境に視点を置いた交通体系の整備が重要であり、公共交通の役割をこれまで以上に重要なものとして位置づけ、高齢社会に対応した市民が利用しやすい体系を構築する必要があります。また、自転車・歩行者交通を重視し、市民が自転車を利用しやすく、歩行者が移動しやすい道路空間を形成するなど、二酸化炭素排出を削減し、環境負荷低減に寄与できる交通環境づくりを行います。

■自転車・歩行者ネットワークの整備方針図



資料：滝川市都市交通マスタープラン（案）

(9) 滝川市中心市街地活性化基本計画

滝川市中心市街地活性化基本計画（計画期間：平成 20 年 3 月～平成 25 年 3 月）では、賑わい再生を最終目標とする中心市街地活性化基本方針を

- I 住みよい生活ステージ形成 既存集積を活かし既存ストックの再生利用を基本として、機能集積と街なか居住を推進し、市民活動の拠点となる中心市街地を形成する
- II 商店街協働コミュニティ形成 多様な主体が実施する事業に商店街が協働し、多くの市民が参加する活動を中心市街地に展開しコミュニティを再生する
- III 回遊・滞留ルート形成 高齢者や子供にやさしい施設や市民活動の拠点施設を結び、「楽しさ」「賑わい」を演出する回遊・滞留のルートを中心市街地に構築する

と定め、下記の事業を推進しています。

① 商店・飲食店街ゾーン

既存の 4 商店街(大通、銀座、鈴蘭、駅前)を中心とし、「賑わい再生ロード」を設定して、これを核として市民活動の活性化を図ります。

(・賑わい再生ロード事業・商店街拠点づくり事業)

② 居住ゾーン

中心市街地エリアのなかで街なか居住の推進を図り、他の都市機能と連携して「歩いて暮らせる居住環境」を形成します。

(・街なか共同住宅推進補助事業・市営住宅の街なかへの移転、民間賃貸住宅の活用)

③ 交流ゾーン

市内各所を結ぶ交通結節点である JR 滝川駅周辺とし、活発な交流を促す機能を強化することにより、市民、市外の来訪者等による多様なコミュニティを形成します。

(・集いの広場事業・駅前広場の交流機能の向上)

④ 行政サービスゾーン

これまで進めてきた官庁街の形成をふまえ、市役所をはじめとした既存の官公庁施設の集積を活かし、さらなる機能向上、利便性向上、集約化を進めて市民生活の利便性向上を図ります。

(・滝川市立病院の改築・滝川市立図書館の移転・老朽化した建物の計画的な更新の検討)

⑤ 福祉ゾーン

既存の福祉施設等の集積を活かし、福祉・交流機能を備えた高齢者マンション等の立地を促進するなど、他の都市機能と連携して「高齢者等が歩いて暮らせる居住環境」の形成を図ります。

(・福祉・交流機能を備えた高齢者マンション等の立地誘導)

⑥ 事業所ゾーン

中心市街地の活性化を図る重要なゾーンとしてとらえ、今後も事業所の集積を図るとともに、商店・飲食店街ゾーン、交流ゾーンとの連携による回遊性向上等により、中心市街地の活性化を図ります。

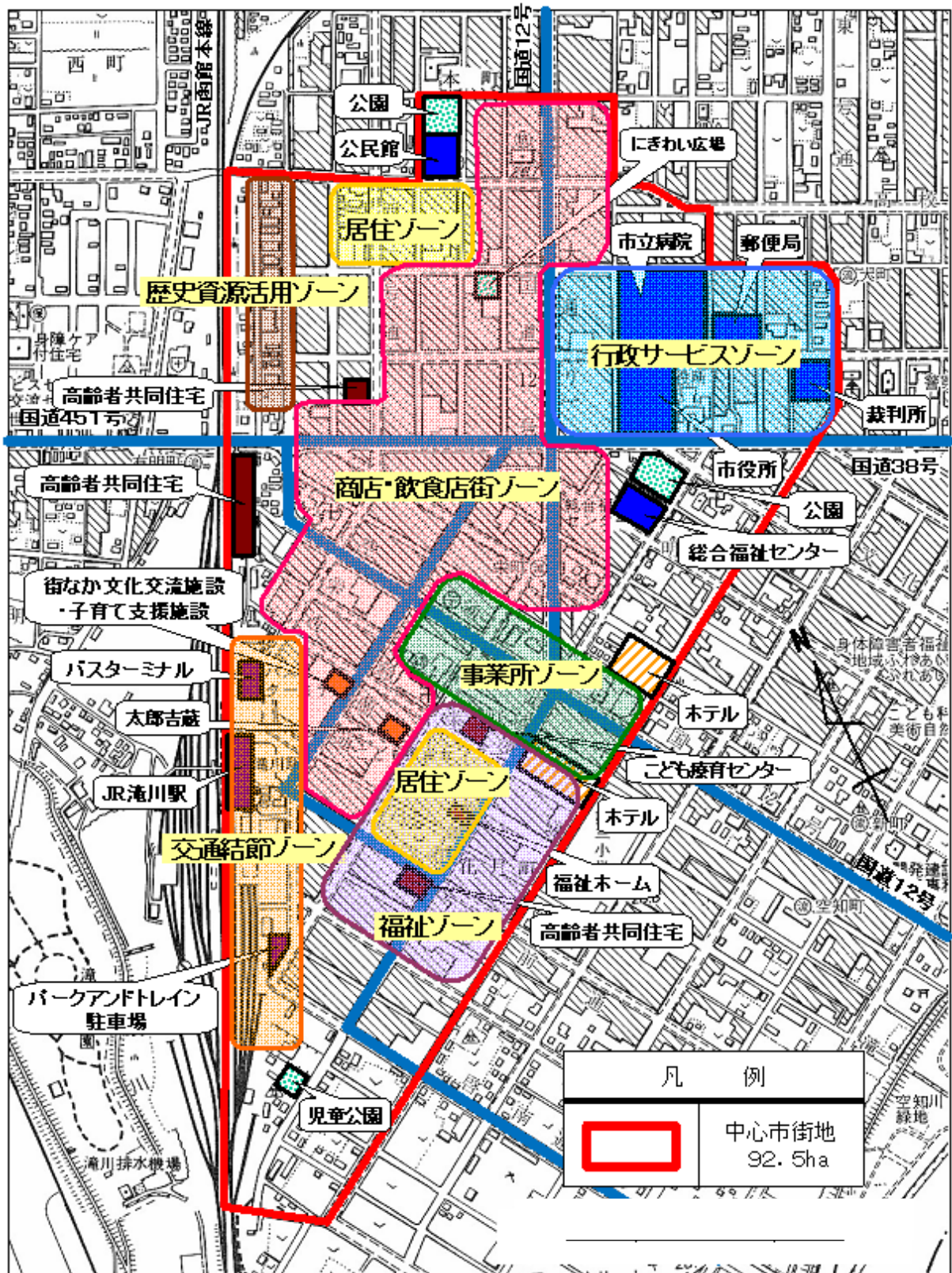
(・事業所の立地誘導・商店・飲食店街ゾーン、交流ゾーンなど、他のゾーンへの回遊性の向上)

⑦ 歴史資源活用ゾーン

滝川市の歴史を象徴する重要な地域資源と位置づけ、これらを活かして市民の交流、活動を促すとともに、都市の魅力向上を図ります。

(・歴史的建築物の活用事業)

■ 中心市街地の整備方針図



資料：滝川市中心市街地活性化基本計画

